

説明事項

1 業務内容

| | |
|------|----------------------------------|
| 業務名 | 大谷職員住宅敷地除草業務 |
| 業務内容 | 大谷職員住宅敷地の除草業務（除草した草の処分を含む。） |
| 対象場所 | 伊都郡かつらぎ町大字大谷字嶋田 959 番 1（別紙 1 参照） |
| 対象面積 | 1,879.61 m ² |
| 実施期限 | 令和 8 年 7 月 1 0 日（金） |

2 見積方法等について

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。
- (3) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (4) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務名を表示しなければならない。
- (5) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が 2 以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

4 契約の相手方決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって上記 2 に該当しない有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積金額を提示した者が 2 人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。